

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和元年8月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 25規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	19
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	5
③ 採用済のIEC規格に準拠した暫定規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	1

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 19規格

3. 今後のスケジュール

改正・施行：8月1日。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。（J60065(H29)は有効期間1年間とする。）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気用品の技術上の基準
を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和元年 8 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法第 2 条に基づき、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）が規定する用語の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正された。

本改正に伴い、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）」において、当該用語を引用している箇所の改正を行う。

2. 具体的な改正内容

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」に記載の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3. 施行期日

本通達の改正は、令和元年 8 月 1 日から施行する。